

船舶事故調査報告書

平成28年11月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年4月20日 06時30分ごろ
発生場所	千葉県浦安市南方沖 千葉港葛南市川灯台から真方位193°7,000m付近 （概位 北緯35°36.3′ 東経139°55.0′）
事故の概要	漁船はるかぜは、揚網作業中、外れて落下したガイドローラが船長に当たり、船長が死亡した。
事故調査の経過	平成28年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 はるかぜ、9.1トン CB2-55041（漁船登録番号）、個人所有 14.45m(Lr)×3.70m×1.21m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和63年3月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年3月23日 免許証交付日 平成25年1月11日 （平成30年3月22日まで有効） 甲板員 男性 56歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年6月29日 免許証交付日 平成24年6月29日 （平成29年6月28日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成28年4月20日05時00分ごろ、底引き網漁の目的で、浦安市南方沖の漁場に向けて千葉県市川市幸の係留場所を出発した。

	<p>本船は、漁場において、05時40分ごろから1回目のえい網作業を行い、06時20分ごろ機関を中立にして揚網作業を開始した。</p> <p>船長は、船尾甲板に設置されたブームの上部に取り付けられたガイドローラの下で、網を手繰り寄せるために吊り索（ワイヤロープ）のフックを袋網に掛ける作業を行っていた。</p> <p>甲板員は、ガイドローラを経由させた吊り索を船尾甲板右舷側のウインチで巻くため、操舵室の左舷側に設置されたウインチ操作レバーを操作していたところ、風浪の影響で船体が動揺するとともに吊り上げた網が振れ回ったので、危ないと思い、吊り索を繰り出して網を海中に戻した。</p> <p>甲板員は、船長から網を揚げろという指示を受け、船長に了解の合図を行い、ウインチを見ながらウインチ操作レバーを操作して吊り索を巻いていたところ、06時30分ごろガタンという音がしたので、ウインチを止めて船尾甲板を見たところ、船長がブームの下で倒れているのを認めた。</p> <p>甲板員は、船尾甲板上にブームに取り付けていたガイドローラが落ちていたので、同ガイドローラが落下して船長の頭部に当たったと思い、船長の応急手当を行いながら僚船の船長に携帯電話で救援を要請した。</p> <p>船長は、来援した僚船の船長が移乗して操船する本船で浦安市所在のマリーナに運ばれた後、病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因が頭蓋骨陥没骨折及び脳挫滅と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成26年6月ごろから本船に乗船し、甲板員と共に底引き網漁に従事していた。</p> <p>船長は、本事故当時、作業着にカッパのズボン及び長靴を履いており、ヘルメットは着用していなかった。</p> <p>甲板員によれば、ブームのガイドローラは、船長が、約1年前に作製し、設置したものであった。</p> <p>ガイドローラは、ステンレス製で、重さが約10kgであった。</p> <p>ブームの先端の高さは、甲板上約7～8mであった。</p> <p>本船は、本事故当時、当該ガイドローラ以外の漁労設備に異常はなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当時、本事故の発生に関わるような船体動揺、吊り索への急激な荷重等を感じていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、頭蓋骨陥没骨折及び脳挫滅であった。</p>

	<p>本船は、浦安市南方沖において、揚網作業中、ブームのガイドローラが外れて落下したことから、同ガイドローラがブームの下にいた船長の頭部に当たり、船長が死亡したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故時にガイドローラを経由させた吊り索で漁獲物の入った袋網を巻き上げていたこと、本事故後に甲板上にガイドローラが落ちていたことから、ガイドローラに想定外の力がかかった可能性があると考えられるが、ガイドローラが船長自身によって作製及び設置されていたことから、ガイドローラの落下状況については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長がヘルメットを着用していれば、被害を軽減することができた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浦安市南方沖において、揚網作業中、ブームのガイドローラが外れて落下したため、同ガイドローラがブームの下にいた船長の頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁ろう作業を行う際、必要な保護具を着用して作業に当たること。 ・ 操業前に漁労設備の点検を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

